益田市農業委員会 31 回総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年(2023) 1月23日(月) 13:30~15:00 開催場所 市役所 3階 大会議室
- 2. 出席 農業委員(16名)

1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾8番 佐原 晃子9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

- 3. 欠席 農業委員(なし)
- 4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)

三浦	和顕	澤江	浩一	中島秀一郎	:	渡邉	豊孝
澁谷	記幸	野村	浩三	寺戸 康人		三浦	尚人
田原	勝美	岡﨑	定佳	増野 六彦	:	和﨑	恒義
田ノ上	亡武夫	豊田	繁雄	永見 浩二		宮内	英之
椋木	孝光	河野	光好				

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)

椋木 昭雄 寺戸豊太郎 潮 好介 河野 正憲 山根 健治

- 6. 提出議案
 - 議第 181号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 182号 農地でないことの確認について
 - 議第 183号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報第 153号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第 154号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
 - 報第 155号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
 - 報第 156号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書について
 - 報第 157号 農地法第5条の許可の取り消しについて
- 7. 議事に参加した職員

石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、髙橋副主任主事 田中匹見総合地域総務課長、藤本美都総合地域総務課長補佐

8. 議事の概要

会長

それでは、定刻になりましたので、只今から第31回益田市農業委員会総会を開催いたします。

(挨拶)

本日の議事録署名者につきましては、6番の御神本康一委員、7番の田中綾委員、よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は、椋木推進委員、河野推進委員、寺戸推進委員、潮推進委員、山根推進委員、澁谷推進委員、領家推進委員です。

それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「議案 181 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは 1 番土井町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号1番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、土井町の田 1筆 330 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は1月14日に大畑委員と行いました。場所は、○○にあり、周辺は住宅地です。土地改良区の意見書も添付されており、特に問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

增野推進委員

ありません。

会長

2番中島町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号2番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、中島町の畑 1筆 241㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

大畑美里委員

2番大畑です。現地確認は1月14日、又賀委員と行いました。申請地は、○ ○の近くです。申請は、個人住宅を建設するためで上下水道の完備されたと ころです。土地改良区の意見書が添付されています。適当であると判断しま した。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上推進委

ありません。

員

会長 3番あけぼの西町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、あけぼの西町の畑 1筆 215 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については金融機関の融資証明書及び通帳の写しが添付されています

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は1月14日に大畑委員と行いました。場所は、○○に当たります。周辺は宅地になっており、特に問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上推進委 員 ありません。

会長

4番遠田町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、遠田町の畑 1筆 108 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

吉村太委員

4番吉村です。現地確認は1月16日、澤江推進委員と行いました。場所は、○○です。この件は宅地拡張です。周辺農地は譲渡人のものしかなく問題ないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澤江推進委員

ありません。

会長

5番、6番は関連しますので一括して説明をお願いいたします。

事務局

整理番号5番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、横田町の田 2 筆 1,597 m²です。

整理番号6番は、向横田町の田 3筆 1,949㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

北條義洋委員

9番北條です。5番の件について、1月17日に領家推進委員と○○と確認を行いました。場所は○○になります。所有者は○○で、今まで○○が耕作していたが、コンバイン等の運搬が困難な場所のため、耕作できないとのことから、やむを得ず今回の申請となったとのことです。隣地の同意書、土地改良区意見書の提出があり、特に問題ないと思います。

篠原栄次委員

10番の篠原です。6番の件について場所は○○になります。5年位前から 耕作されておらず、草刈りのみを実施している状況で、高齢となり耕作もで きないことから今回の申請となりました。この土地は、道路から2m程度低 く窪地ともなっていることから、やむを得ないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

和﨑推進委員

ありません。

会長

7番隅村町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号7番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、隅村町の畑 1筆 512 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、物置敷地で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定 である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可で きる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付予定です。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

篠原栄次委員

10番篠原です。現地確認は1月18日に○○と行いました。場所は○○になります。平成6年頃に農業用倉庫を建て、この土地は農地として耕作できる状態でなく、やむを得ないと判断したところです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

8番猪木谷町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号8番

本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。

土地の所在は、猪木谷町の田 1筆 515㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、工事用作業用地で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項 の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の 許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

篠原栄次委員

10番篠原です。1月18日に〇〇と現地確認を行いました。申請地は、〇〇から6月から今年の2月まで鉄塔の移転工事のための届出が提出されています。今回は、〇〇の解体に伴って、解体工事用の仮置場等のために、来月から10月末まで借受けるものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

本日の5条申請案件は8件でございます。事務局の説明、また担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。

(なし、の声)

無いようですので「議第 181 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。

続きまして「議第 182 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。

1番金山町の事務局説明をお願いいたします。

事務局

整理番号1番

申請地は金山町の合計 2 筆 2,937 ㎡です。昭和63年頃から耕作しておらず原野化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。

ご審議の程よろしくお願いします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

大庭職務代理

現地確認は1月16日に三浦推進委員と行いました。現地は、雑木と竹林で耕作できる状態でなく、非農地で問題ないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

三浦尚人推進 委員

ありません。

会長

農地でないことの確認について、案件は1件でございます。事務局の説明、 また担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお 願いいたします。

(なし、の声)

無いようですので採決いたします。「議第 182 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第183号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

1番から7番については借り手が同じですので一括して説明をお願いいたします。

事務局

整理番号 1 番から 7 番については、借り手が同じなので一括します。 申請地は、金山町の田 15 筆 合計 20, 152 mです。 9 年 11 月の使用貸借権設定です。

会長

担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

三浦尚人推進 委員

鎌手地区の三浦です。出し手は全員高齢で後継者はいません。受け手は今年度に定年退職となり、退職後は地元で農業をしたいということです。問題ありません。

会長

続きまして一括方式2番白上町の事務局説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、白上町の田1筆 899 m です。 6年11月の使用貸借権設定です。

会長

担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

岡崎定佳推進 委員 中西地区推進委員の岡崎です。昨年までは相対契約でしたが、今回から中間管理事業を利用したいとのことです。耕作者は変わりないので問題ないと思います。

会長

3番美都町笹倉の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、美都町笹倉の田 2 筆 3,442 m²です。4 年 11 月の賃貸借権設定です。

会長

担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

田中綾委員

7番田中です。本日は寺戸推進委員が欠席のため、代わって説明します。現地は1月11日に寺戸推進委員と確認しました。出し手は高齢で、今後は受け手にお願いしたいということで、中間管理事業を利用して耕作するとのことでした。現地も管理されていて問題ないと思います。

会長

続いて所有権移転です。整理番号1番久城町の説明をお願いいたします。

事務局

所有権移転整理番号1番

申請地は、久城町の畑2筆4,757 ㎡、遠田町の畑1筆5,446 ㎡合計で3筆10,203 ㎡です。売買金額は○○です。

移転時期は○○、所有権の移転を受けるものの支払い期限は○○日です。

会長

担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

田ノ上武夫推 進委員 吉田地区の田ノ上です。この案件につきましては、令和4年10月の総会において、新規就農者である○○が、しまね農業振興公社を通じ、久城町と遠田町のブドウ園を借受け営農することにしています。今回、公社を通じて土地を譲り受け、営農するとのことです。問題ありません。

会長

所有権移転整理番号2番遠田町の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、遠田町の畑1筆5,267㎡、売買金額は〇〇円です。 移転時期は〇〇、所有権の移転を受けるものの支払い期限は〇〇です。

会長

担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

澤江浩一推進 委員

安田地区の澤江です。この案件につきましては、中間管理事業で、しまね農業振興公社から農地の所有権移転を受けるものです。譲受人は○○です。宜しくお願いします。

会長

ただ今、利用権設定の一括方式、所有権移転について、事務局説明、また担当地区推進委員の調査報告がありました、お気づきの点等ありましたらお願いします。

大庭職務代理

遠田町の件で、現況地目が宅地となっていますがどういうことですか。

澤江浩一推進 委員 現地に農業用倉庫が建っています。

事務局

前所有者が農業用倉庫の届出をしています。当時においても届出について問題は有りませんでした。その施設を含め所有権移転されている状況です。

会長

宜しいでしょうか。

(はい、の声)

そういたしますと「議第183号 農用地利用集積計画の決定について」は許可といたします。続きまして報告案件をお願いいたします。

事務局

それでは報告をいたします。

「報第 153 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」

届出件数は、9件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1件となっています。

「報第154号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、2件です。解約理由は、作業員の人員不足のため、賃借人より 解約の申し出があったためです。

「報第155号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は1件です。解約理由は、中間管理事業を利用するため、貸付人より解約の申し出があったためです。

「報第 156 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書について」

届出件数は 3 件です。申請地は、久城町の 3 筆 2,126.91 ㎡の内 140 ㎡です。事業施行者は益田市です。

「報第 157 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて」 届出件数は 2 件です。取り消しの許可地は横田町の 2 筆 1,163 ㎡の内 836 ㎡です。

取り消し理由は、以前太陽光発電施設の設置を目的に転用許可を行っていた案件ですが、事業が計画どおりに実施できないので白紙撤回となったためです。

報告は以上でございます。

会長

ただいま報第 153 号から 157 号までの事務局説明がありました。お気づき の点等ありましたらお願いします。

佐原晃子委員

8番の佐原です。太陽光発電の関係です。許可の取り消しがあった場合、該当地はどう利用し、所有者は誰になるのでしょうか。

事務局

この件につきましては、許可の取り消しのため、基本的にそのまま農地で、 所有者も変わりなしということになります。

会長	その他ありますか。
	(なし、の声)
	それでは無いようですので第 31 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。